

介護老人保健施設ゆうゆ入所重要事項説明書

(2025年4月1日現在)

(重要事項説明書の目的)

第1条 介護老人保健施設ゆうゆ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する義務を負う者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本重要事項説明書の目的とします。

(適用期間)

第2条 本重要事項説明書は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、直ちに扶養者変更を届け出て、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本重要事項説明書、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本重要事項説明書に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又ハラスメント行為、反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者は、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利

用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務を負うものとし、扶養者は、本条における利用者の支払い義務について利用者と連帯して保証する義務を負います（なお、扶養者が保証する極度額は 200 万円とします）。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 15 日までに発送し、利用者及び扶養者は連携して、当施設に対し、月末までに当該合計金額を支払うものとします。なお、支払いの方法は窓口及び銀行振込とします。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を交付します。
- 4 入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計 1 ヶ月分相当額 10 万円をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を精算することといたします。
- 5 利用者の状態の変化等により、要介護認定の区分変更申請を行った場合は、申請時に遡り認定された区分に応じた利用料金を支払うものとします。

（記録）

第 6 条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を当該の起算日から 2 年間保管します。

- （1）施設サービス計画の有効期限の終了日を起算日とする。
 - （2）居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかについての検討結果によりサービス提供を行った日を起算日とする。
 - （3）施設サービス計画に沿って提供した具体的なサービスの内容等の記録は、当該計画の有効期限の終了日を起算日とする。
 - （4）身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録は、その対応の終了日を起算日とする。
 - （5）苦情の内容等の記録は、その対応の終了日を起算日とする。
 - （6）事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録は、その対応の終了日を起算日とする。
 - （7）市町への通知に係る記録は、その対応の終了日を起算日とする。
- 2 利用者に関するサービス実施記録を利用者等本人の求めに応じて、当法人が診療情報開示の指針に基づき、開示が妥当であると認めた場合には、利用者が情報開示、閲覧及び複写物の交付を受けることが出来ます。複写の場合、事業者は実費相当額を請求者に請求することが出来ます。

（身体の拘束等）

第 7 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、「地域連携室」に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連携して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第13条 この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることと

します。

<別紙 1 >

介護老人保健施設ゆうゆのご案内

(2025年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ゆうゆ
- ・開設年月日 平成7年9月11日
- ・所在地 広島県大竹市玖波五丁目2番2号
- ・電話番号 0827-57-8377 ・FAX番号 0827-57-8605
- ・管理者名 施設長 大畠 俊之
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3452380011号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。また、当施設は、「入所者の性、信条、経済的事由に関係なく、常に明るい家庭的なケアを指向する」ことを運営方針としております。

(3) 施設の職員体制

職 種	常勤	非常勤	夜間	
医 師	1	2		利用者の診療を行う
看護職員	9	0	1	利用者の看護を行う
介護職員	20	3	4	利用者の日常生活の介助を行う
薬 剤 師	1	0		医師の処方に基づき投薬を行う
理学療法士	2	1		利用者に対し、心身の諸機能の維持回復を図るためリハビリテーションを行う
作業療法士	1	0		
言語聴覚士				
管理栄養士	1			献立作成、栄養管理を行う
介護支援専門員	2			施設サービス計画作成を行う
支援相談員	3	1		相談援助業務、関係機関との連携業務を行う
事 務 員	1			受付業務、庶務会計事務を行う

※メープルヒル病院薬剤師を介護老人保健施設ゆうゆ非常勤職員として委嘱。

- (4) 入所定員等 ・定員 96名
 ・療養室 個室 16室 4床室 20室
- (5) 通所定員 40名／日

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション（入所後3ヵ月以内は週3回短期集中リハビリテーションを行います。3ヵ月以降は週2回集団リハビリ・個別リハビリを行います。）
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 口腔ケア（毎日実施）
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 相談援助サービス
- ⑬ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス（何らかに理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑮ 行政手続代行
- ⑯ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・併設医療機関
 - ・名 称 メープルヒル病院
 - ・住 所 広島県大竹市玖波五丁目2番1号

- ・協力医療機関
 - ・名 称 独立行政法人 国立病院機構 広島西医療センター
 - ・住 所 広島県大竹市玖波四丁目 1 番 1 号
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 メープルヒル病院 歯科
 - ・住 所 広島県大竹市玖波五丁目 2 番 1 号

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前 10 時から午後 7 時までです。ただし、感染時期は変更致します。
- ・消灯時間は午後 9 時です。
- ・外出または外泊をされる場合は、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などの届け出が必要です。その都度行ってください。
- ・飲酒・喫煙は禁止となっております。
- ・火気の取扱いについては、施設内において指定された場所以外で火気を用いることは禁止となっております。
- ・設備・備品の利用について、故意又は過失によって施設に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した時は、その損害を弁償、又は現状に回復して頂きます。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、管理できる範囲内で、整理整頓、環境衛生に協力して下さい。
- ・金銭・貴重品の管理は、利用者ができる範囲で行っていただき、当施設においてはそれらの管理に対する責任は一切負いません。
- ・外泊時等の施設外での医療機関への受診は、事前に受診日時、受診医療機関を届け出て下さい。
- ・ペットの持ち込みは禁止です。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年 1 回
- ・防火訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

施設内での撮影及び録音は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、「地域連携室」にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

・地域連携室担当者 : 電話 : 0827-57-7451

尚、受付及び各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、お住まいの市町村や、国保連合会の窓口でも苦情等の相談を受け付けています。

大竹市 0827-59-2144

岩国市 0827-29-2533

和木町 0827-52-2135

廿日市市 0829-20-0001

広島県国保連合会 082-554-0783

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2>

介護保険施設サービスについて

(2025年4月1日現在)

1. 介護保険証等の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 入所の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です）

【多床室】

基本利用料	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	793円／日	1,586円／日	2,379円／日
要介護2	843円／日	1,686円／日	2,529円／日
要介護3	908円／日	1,816円／日	2,724円／日
要介護4	961円／日	1,922円／日	2,883円／日
要介護5	1,012円／日	2,024円／日	3,036円／日

【個室】

基本利用料	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	717円/日	1,434円/日	2,151円/日
要介護2	763円/日	1,526円/日	2,289円/日
要介護3	828円/日	1,656円/日	2,484円/日
要介護4	883円/日	1,766円/日	2,649円/日
要介護5	932円/日	1,864円/日	2,796円/日

【その他の加算】

加算項目	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
夜勤職員配置加算	24円/日	48円/日	72円/日
初期加算（入所日から30日以内）	30円/日	60円/日	90円/日
療養食加算（疾病治療用の食事の提供）	6円/回	12円/回	18円/回
外泊時費用（外泊初日と最終日を除く）	362円/日	724円/日	1,086円/日
経口維持加算（Ⅰ）	400円/月	800円/月	1,200円/月
経口維持加算（Ⅱ）	100円/月	200円/月	300円/月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円/月	180円/月	270円/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円/月	220円/月	330円/月
短期集中リハビリテーション加算 （入所日から3ヵ月以内）	258円/日	516円/日	774円/日
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅰ），（Ⅱ）	（Ⅰ）53円/月 （Ⅱ）33円/月	106円/月 66円/月	159円/月 99円/月
所定疾患施設療養費 （肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性 心不全の憎悪の治療を行った場合）	239円/日	478円/日	717円/日
栄養マネジメント強化加算	11円/日	22円/日	33円/日
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	6円/月	9円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円/月	26円/月	39円/月
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円/月	20円/月	30円/月
排せつ支援加算（Ⅱ）	15円/月	30円/月	45円/月
排せつ支援加算（Ⅲ）	20円/月	40円/月	60円/月
自立支援促進加算	300円/月	600円/月	900円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	80円/月	120円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円/月	120円/月	180円/月
安全対策体制加算（入所中1回）	20円	40円	60円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円/日	12円/日	18円/日
介護職員等处遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×7.1%		

- ・経口維持加算については（Ⅰ）（Ⅱ）ともに算定されます。（実施された入所者様のみ）
- ・口腔衛生管理加算、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、科学的介護推進体制加算、については複数表記されてお

りますが、その中のいずれか1つが算定されます。

(2) その他の料金

- ① 食費： 1, 780円/日
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費 (療養室の利用費)
・従来型個室： 1, 728円/日
・多床室： 437円/日
(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
- ③ 個室料： 2, 970円/日
- ④ 日用品費 (タオル・シャンプー・リンス・石鹸・おしぼり等)： 165円/日
- ⑤ テレビ使用料： 165円/日
- ⑥ 冷蔵庫使用料： 90円/日
- ⑦ 理美容代 (カット代)： 1, 760円/回
(パーマ代)： 7, 150円/回
(カラー代)： 4, 400円/回
- ⑧ 電気器具使用料 (1個につき)： 220円/月
- ⑨ 洗濯代： 実費

(3) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金 (会計窓口にて) または振込支払いとなります。

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設ゆうゆでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供